

鳥取県西部地震における住宅の生活再建過程と 公的支援の課題に関する研究 —西伯町の事例—

浅井秀子

Hideko ASAI : The study of the Lifestyle Reconstruction Process by The Tottori-ken Seibu Earthquake and Problem of Injection of Public Fund in the case of Saihaku Town

鳥取県西伯町で行った意識調査について日野町との特徴的な違いは以下である。

- ① 延べ床面積における変化：日野町では、中山間地域の伝統的な農家住宅にみられた和室の続き間的な平面計画から、現在の少人数家族にあった小規模な平面計画への移行がみられた。一方西伯町では、200m²以上250m²未満の住宅が震災以前の約3倍を示す等の面積増加のほか、都市型で郊外型の平面計画がみられた。
 - ② 復興住宅建設の留意点：日野町では、建物本体の構造や敷地について検討する傾向が強まり、災害に強い住宅づくりを希望していた。一方西伯町では、年齢層に関係なく、都市型の居住形態や現在のライフスタイルにあった平面計画を希望する傾向が強いといえる。
- 次に鳥取県内市町村の現担当職員を対象に行った公的支援に関する意識調査は、必要性は評価されているが、支給金額や時期に関して見解が分かれる。そして今回は緊急対応的な配慮で行われたため、今後より詳細な制度化（支給金額や支給基準等）の検討が必要であるとしている。

キーワード：鳥取県西部地震 生活再建 公的支援 意識調査

1. はじめに

2000年10月6日に発生した鳥取県西部地震によって、鳥取県西部を中心に甚大な被害を受けた。マグニチュード7.3という大規模な地震であったにもかかわらず、同規模の地震に比べて被災程度が小さく、その原因についてはいろいろ議論されている¹⁾。被災当初より地元が中心となって、鳥取県日野町震災シンポジウム²⁾⁽³⁾等が開催され、この教訓を風化させない動きがみられていた。しかし近年これらを継続していくことが難しくなってきている。それは

各地で進められている市町村合併のための取り組みに加えて、地域住民をはじめ行政機関においても、時間の経過と共に記憶が薄らいでいっためであると考えられる。

鳥取県西部地域の震度は、境港市と日野町が震度6強で最も高く、次いで西伯町・溝口町・江府町・会見町・岸本町・淀江町・日吉津村が震度6弱で、そして米子市が震度5強であった。この地震による被災地の多くは、中山間部といわれる過疎地域及び高齢化地域に集中していた。しかし鳥取県西部の中核都市である米子市の安倍彦名団地では、弓浜半島の中海に面した埋立地に位置するため、液状化現象

による家屋の傾きが多くみられた。また同市において、地下埋設物である暗渠による液状化もみられ、ひとことに被災地が中山間地の過疎地域に集中していると言いたい。

鳥取県西部地震の住宅復興にあたって、鳥取県が再建費用の一部を被災者に支給するという全国で初めて行われた個人財産への公的支援が、自治体の画期的な判断として全国の注目を集めた。鳥取県日野町における震災前後の月別人口・世帯数の推移は、2000年9月4,638人・1,593世帯、2001年3月4,556人・1,575世帯、2002年3月4,528人・1,601世帯、2003年3月4,532人・1,610世帯で、震災後2年6ヶ月の間に人口は107人の減少を示した。その内訳として、2000年9月から2001年3月の半年間に83人減少、2001年4月から2002年3月の1年間に28人減少、2002年4月から2003年3月の1年間に4人増加である。特に2001年3月の社会減が35人を示しているが、それは日野町にある県の出先機関等の存在が影響していると考える。人口の自然減について、2000年9月から2001年3月の半年間に15人減少、2001年4月から2002年3月の1年間に35人減少、2002年4月から2003年3月の1年間に13人減少している。以上の結果をふまえると、人口の減少はみられるものの、急激な人口減はみられず一定の人口を示していて、人口減については震災の影響はあまりないと考える。したがって日野町においても被災者の人口・世帯流失は防ぐことができたと考える（図1-1）。

2. 調査概要

2.1 調査目的

前報⁴⁾では、日野町で住宅復興補助制度を利用した被災者を対象に、復興住宅に関する意識調査を行い、復興住宅を建設するにあたり意思決定の要因と今後の町並みにおける景観保存についての影響を分析した。また被災者向け住宅支援策の一環として、日野町が再建後の住まいの選択肢として行っている取り組み（日野町高齢者自立支援センター・被災者対象の町営住宅）について報告した。

よって本報では、日野町と地域性が異なり、中山間部と市街地に隣接している西伯町において、前報⁴⁾で行った同じ意識調査を行い、日野町との違いを通して、西伯町における生活再建過程の実態を明らかにすることを目的としている。そして鳥取県内市町村の行政機関に、公的支援に関する意識調査を行った結果を踏まえて、公的支援の意味と課題について明らかにすることを目的としている。

2.2 調査方法

調査は、地震後約2年4ヶ月後の住民意識調査及び地震後約2年9ヶ月後の鳥取県内市町村の行政職員の公的支援に関する意識調査から構成されている。以下に内容を示す。

- (1) 鳥取県西伯町で、住宅復興補助制度を利用し、住宅の新築や補修あるいは石垣・擁壁の補修を行う

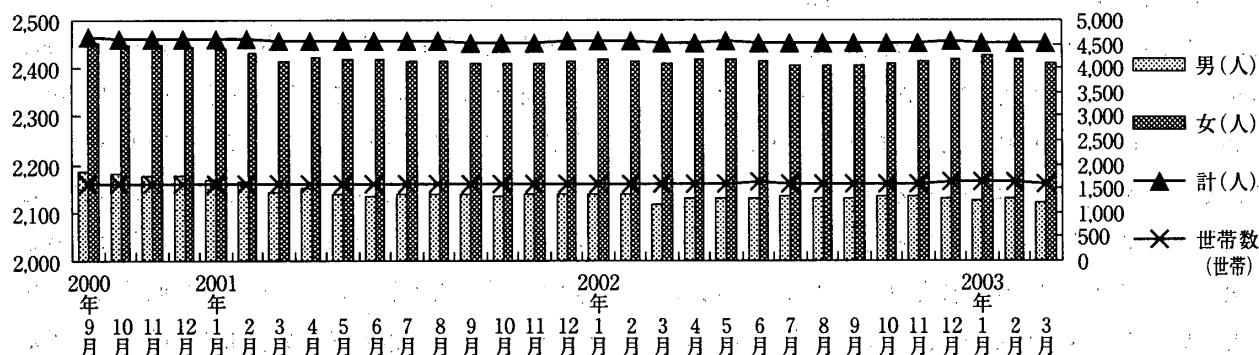


図1-1 日野町の震災前後の月別人口・世帯数の推移

被災者（確認申請総数59件）を対象に、復興住宅の構造・規模や家族構成・資金計画そして設計意図（平面計画・耐震構造等）に関する意識調査を郵送配布し、後日郵送回収した。調査期間は、2003年1月23日から2月10日の19日間で、有効回収率は61.0%である。

(2) 鳥取県内市町村の総務課と教育委員会の現担当職員を対象に、公的支援に関する事項（必要性・支給時期・金額・支給基準・市町村と被災者の負担割合）に関する意識調査を郵送配布し、後日郵送回収した。調査期間は、2003年7月2日から7月18日の17日間で、回収率は教育委員会で11.9%，総務課で74.4%である。

3. 生活再建過程の実態調査

3.1 西伯町の概要

鳥取県西伯郡西伯町は、鳥取県西部島根県境に位置し、東西8km、南北17km、総面積83.08km²で、東は会見町及び溝口町、西は島根県伯太町、南は日南町、北は米子市に接している。西伯町の標高は、平坦地が20m～80m、山間地は80m～350mで、町内にいたるところに丘陵が起伏している。西伯町は、森林面積が79%を占め、宅地は1.7%と極めて少ない典型的な農山村である。2002年3月現在の西伯町の人口は8,256人で、高齢化率は26.5%（前期高齢化率14.1%・後期高齢化率12.4%）で高齢化の進んだ町である。

そのような背景のため西伯町では、他市町村より早い段階での保健・医療・福祉事業の取り組みが行われていた。1996年4月1日に「西伯町あいのわ銀行⁵⁾」が、在宅生活の継続のため、住民参加による福祉のまちづくりを達成する目的で発足した。さらに2年後の1998年12月5日に「西伯いきいきまちづくりの会⁶⁾」（通称「100人委員会」）が、介護保険事業計画の作成に対して「意見・提言」を住民参画で行うという目的で発足した。そして1999年7月19日に介護保険を処理するために、全国で47番目の広域

連合として「南部箕輪屋広域連合⁷⁾」を会見町・岸本町・日吉津村の3町1村で発足した。

3.2 西伯町全域の被害家屋損壊状況⁸⁾

被害状況は、住宅を含めた建物のほとんどが屋根等に被害を受けた。住宅の全壊が43棟、半壊が406棟、一部破損が1,161棟、土蔵や倉庫等の全壊が33棟、半壊が139棟、一部破損が535棟と大きな被害を受けた。その他石垣擁壁、水道管の破裂・道路の損壊等のライフラインや、生産基盤である農地・ため池及び水路等にも大きな被害を受けた。住宅被害のうち全壊及び半壊以上の被害件数が5割以上ある集落は、法勝寺地区（戸構・掛相・徳長・道河内・伐株）、上長田地区（入蔵・駢牛・赤谷・大河内）、東長田地区（金ヶ崎・常清）であった。

3.3 「西伯町復興まちづくり調査（復興住宅建設について）」の集計結果

この調査は、西伯町で住宅復興補助金を受け、住宅の新築や補修あるいは石垣・擁壁の補修を行う予定者を対象に、復興住宅に関する意識調査を行ったものである。調査対象戸数は、西伯町全域の59件で、確認申請を申請した世帯とする。

地域別申請件数は、やはり天津地区、大國地区、法勝寺地区と被害の集中している地域に申請が多いことがわかる（図3-1、図3-2）。今回の「住宅復興補助金制度」を利用した申請者の罹災証明による判定結果をみると、日野町では全壊が6割、半壊以上を含めると約9割を示すという結果を示しているが、西伯町では半壊が50.8%で、次に一部破損が27.1%という結果を示している（図3-3）。

回答者の属性については、回答者の年代は概ね65%が50代以上で次に40代が19.4%，そして世帯主の年代は概ね78%が50代以上で次に40代が19.4%と言う偏りを示している（図3-4・図3-5）。日野町では、50代以上が概ね85%以上という極端な偏りを示していたことに比べて、多少の年齢層の幅がみられる。

世帯主の職業は、年金受給者の割合が33.3%と比較的多く、次に会社員19.4%である（図3-6）。回答者の居住年数は、20年以上又は先祖代々住んでいる場合が殆どで86%を占めている（図3-7）。今回の調査で、復興住宅を震災時と同じ敷地に建設するかという設問に75%の住民が、同一敷地内に建設を予定しているとした。自分の住んでいる町や地域に対する愛着が、その地を離れることなく住み続けようとする要因の一つにあげられている。

建替理由は、「古い住宅で建替え時期にきていた」が41.8%を占め、次に「全壊の為修理不可能」が21.8%，そして「公的支援が得られた」が20.0%をあげている。このように「古い住宅で建替え時期にきていた」が、「全壊の為修理不可能」に比べて約2倍多いという結果を示したことは、建替の際の住民意識の中に公的支援の意味がおおいにあったことを示していると考える（図3-8）。

建替えの際の建設業者選定理由として、全国的に有名な住宅会社でなく、近隣の顔馴染のある信頼できる地元建設業者や耐震性を重視した建設業者を選定している。ここでの「その他」とは、「知人や親戚関係（紹介含）・本人又は子供の職業（大工・工務店勤務）・建設業者の対応の良さ等」をあげている（図3-9）。

復興住宅を建設するにあたり、同居者の人数の変動もみられた。震災時には、同居人数3人以下が55.5%を占めていたが、復興住宅ではその割合は44.6%と10.9ポイント減少している。震災時には、同居人数4人が11.1%を占めていたが、復興住宅ではその割合は20.0%と約2倍の増加を示している（図3-10）。このように日野町同様に、わずかであるが同居人数の増加傾向がみられる。

復興住宅の延床面積における変化は、震災以前は100m²以上150m²未満の住宅が38.9%，150m²以上200m²未満の住宅が30.6%と圧倒的に多かったが、震災以後は100m²未満の住宅が19.4%，100m²以上150m²未満の住宅が16.7%，150m²以上200m²未満の住宅が30.6%という割合を示した。そして200m²未満の住

宅は、震災以前は77.8%であるのに対して、震災以後は66.7%となり、11.1ポイント減少していることも明らかになった。また200m²以上250m²未満の住宅が22.2%と震災以前の約3倍を示したことでも特徴的である（図3-11）。

今回の調査において、前回の項目より追加した項目に「住宅建設のための工事金額（公的支援300万円含）と借入金額」がある。住宅建設のための工事金額（公的支援300万円含）は、2,500万円以上3,000万円未満が25%，3,000万円以上が27.8%を示している（図3-12）。この項目に関しては、日野町と比較することが出来ないが、比較的高額な工事金額であり、そのための借入金額は、1,500万円以上3,000万円未満の範囲が全体の43.3%を占める（図3-13）。復興住宅建設にあたり資金の借入を希望している者は75%に及ぶが、「借入なし」と「借入がほとんど残っていない」とを合わせると86.1%になり、日野町同様に、阪神淡路大震災にみられたような多重債務に苦しむケースはほとんどない。

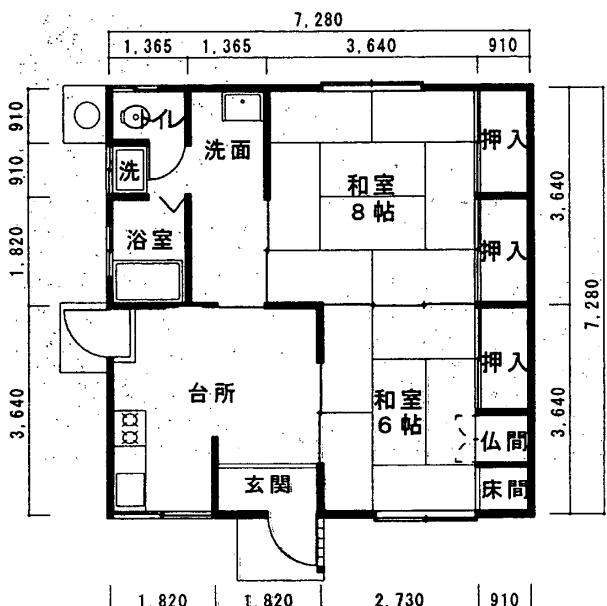
復興住宅建設にあたり特に留意した点は、「使い易さ（部屋のならび・つながり等）」と「構造（基礎・筋交等）」とが、18.8%で同じ割合であるという結果を示した（図3-14）。これらの結果を年代別に分析してみると、年代による偏り、つまり若年層による傾向とはいえない結果となった。

以上の結果より西伯町と日野町とは、回答者属性や地域への定住率等において、概ね似かよった傾向がみられた。しかし両町の特徴的な違いは以下の2点である。

①延べ床面積における変化

日野町では、震災以前は150m²以上200m²未満の住宅が36.9%と圧倒的に多かったが、震災以後は100m²未満の住宅と150m²以上200m²未満の住宅との割合が24.6%と同じ割合で、100m²以上150m²未満の住宅が20.0%という割合を示した。そして200m²未満の住宅は、震災以前は56.9%であるのに対して、震災以後は69.2%となり、12.3ポイント増加している。このように中山間地域の伝統的な農家住宅にみられ

た和室の続き間的な平面計画から、現在の少人数家族にあった小規模な平面計画への移行がみられると考える（図面1・写真1）。



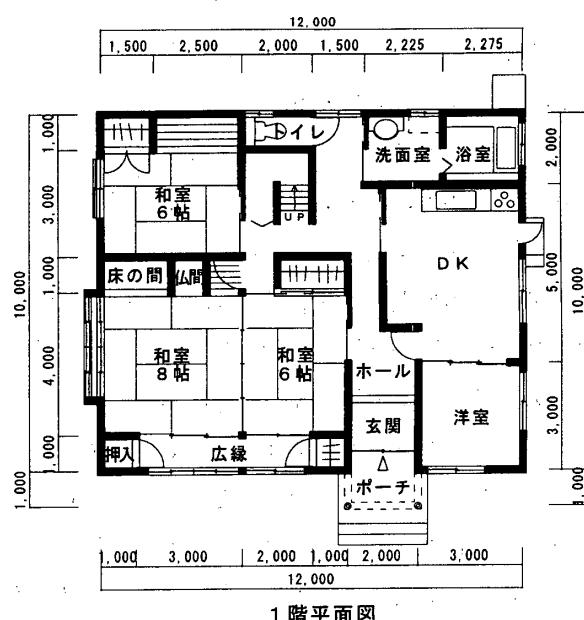
図面1 日野町復興住宅平面図⁹⁾



写真1 日野町黒坂地区復興住宅(2002.4.22撮影)

一方西伯町では、震災以前は100m²以上150m²未満の住宅が38.9%，150m²以上200m²未満の住宅が30.6%と100m²以上200m²未満の住宅が7割程度を占めた。震災以後は100m²未満の住宅が19.4%，100m²以上150m²未満の住宅が16.7%，150m²以上200m²未満の住宅が30.6%という割合を示しているように、

ばらつきがみられた。200m²未満の住宅は、震災以前は77.8%であるのに対して、震災以後は66.7%となり、11.1ポイント減少している。また200m²以上250m²未満の住宅が22.2%と震災以前の約3倍を示したことも特徴的である。これらの傾向は、米子市に隣接し、通学・通勤範囲内である西伯町の地理的要因が影響していると考える。つまり米子市のベットタウン的な役割を担っているため、復興住宅の平面計画も都市型で郊外型の傾向が顕著に現れているといえる。そのため建設にかける工事金額やそれに伴う借入金額等が、比較的高額であるといえる（図面2）。



図面2 西伯町復興住宅平面図¹⁰⁾

②復興住宅建設の留意点

日野町では、「構造（基礎・筋交等）」について75.8%，「敷地条件」について73.8%を示した。震災を契機に、仕上げ材料や家構え等に金額をかけるのではなく、建物本体の構造やそれを支える敷地について検討する傾向が強まり、災害に強い住宅づくり、ひいては災害に強いまちづくりを希望していることが明らかになった。

一方西伯町では、日野町にみられたように「構造（基礎・筋交等）」や「敷地条件」について7割強を占めるのではなく、各項目共にほぼ均等な割合を示している。その中で「使い易さ（部屋のならび・つながり等）」と「構造（基礎・筋交等）」とが同じ割合を示したことは、年齢層に関係なく、都市型の居住形態や現在のライフスタイルにあった平面計画を希望する傾向があると考える。

ここで西伯町での聞き取り調査の事例を述べる。

A氏：男・70代以上・世帯主・年金受給者

同居人数4人・居住年数代々・持ち家一戸建
復興住宅の概要として、震災時と同程度（100m²以上150m²未満）の延べ床面積で、しかも部屋数や部屋の種類（和室・洋室等）もほぼ同じである。同居人数は4人から6人に増加している。住宅の建替え理由として「半壊で修理不可能で、子供がローンの一部を肩代わりしてくれたから」とし、建設業者選定理由に「耐震設計に重点をおいていて、昔ながらの建て方をしている会社であったから」としている。住宅の工事金額は3,000万円（公的支援300万円含）以上で、借入金額も同額の3,000万円以上である。震災以前の住宅の借入金額は無く、多重債務の事例ではない。聞き取り調査の中で、公的支援の有無が建設のきっかけとなり、さらに子供がローンの一部を肩代わりしてくれたため建設に踏みきったと言っていた。また住宅の工法についてのこだわりが強く、在来工法の良さや強固な構造等を強調していた。そのためこの地域周辺の地盤状況や既設の附属家における構造的配慮、そして石垣等の構造についての話題に終始した。しかしこのようなこだわり

が、ひいてはこの地域に住み続けようと考える要因の一つになっているといえる（写真2）。



写真2 西伯町復興住宅の伝統的な上棟式
(A邸: 2003.4.1撮影)

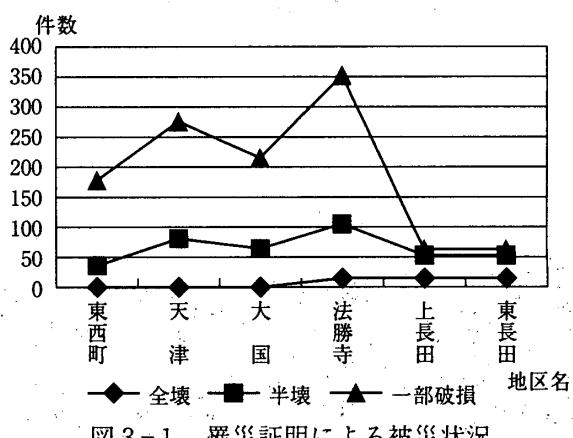


図3-1 罹災証明による被災状況

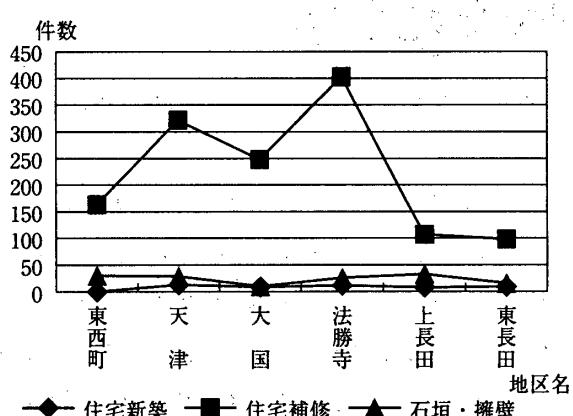


図3-2 地域別申請件数

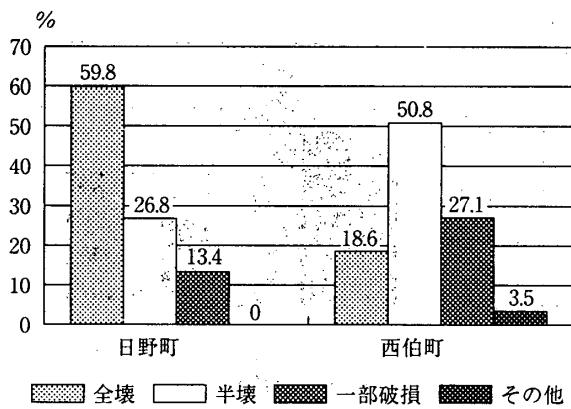


図3-3 申請者の罹災証明の判定結果

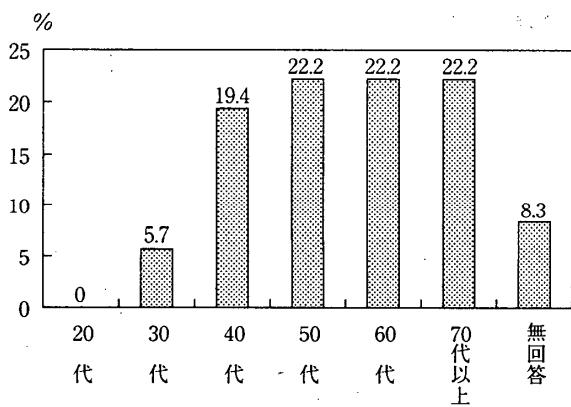


図3-4 回答者年代

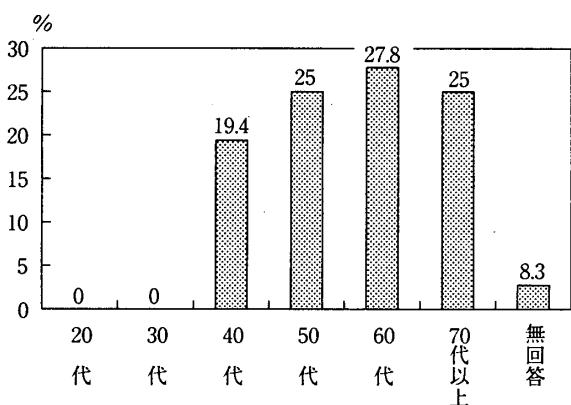


図3-5 世帯主年代

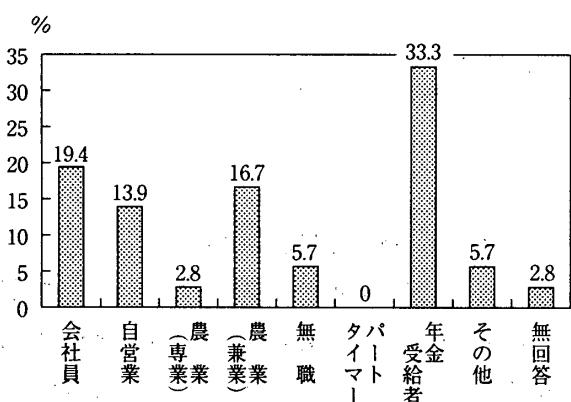


図3-6 世帯主職業

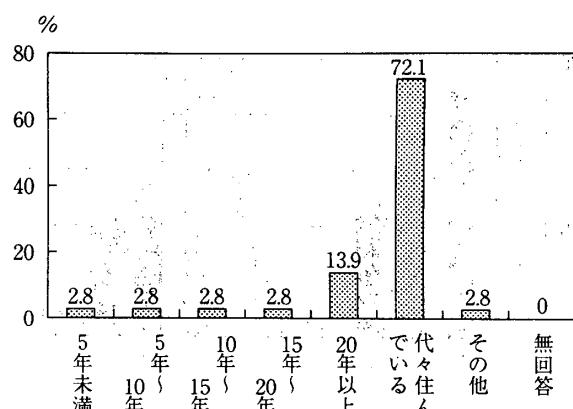
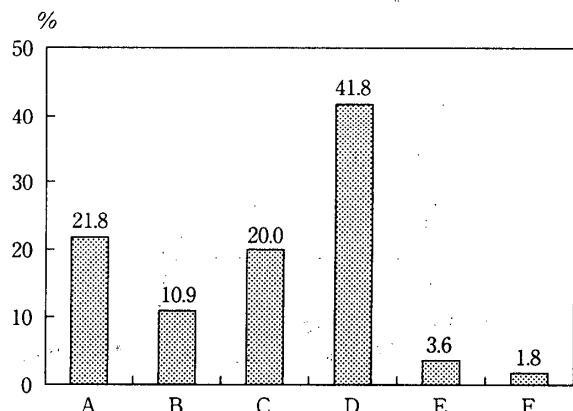
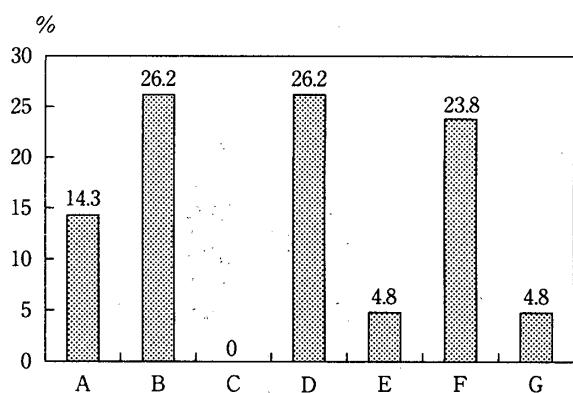


図3-7 回答者居住年数



(A) 全壊で修理不可能 (B) 息子・娘夫婦がローンの肩代り
(C) 公的支援が得られたから (D) 古い住宅で建替え時にきていた
(E) その他 (F) 無回答

図3-8 被災住宅建替理由 (多項目選択)



(A) 有名で大きな住宅会社 (B) 顔馴染みの建設会社
(C) 災害時のアフターケアのある建設会社
(D) 耐震設計を重視した建設会社 (E) 在来工法の建設会社
(F) その他 (G) 無回答

図3-9 建設会社選定理由 (多項目選択)

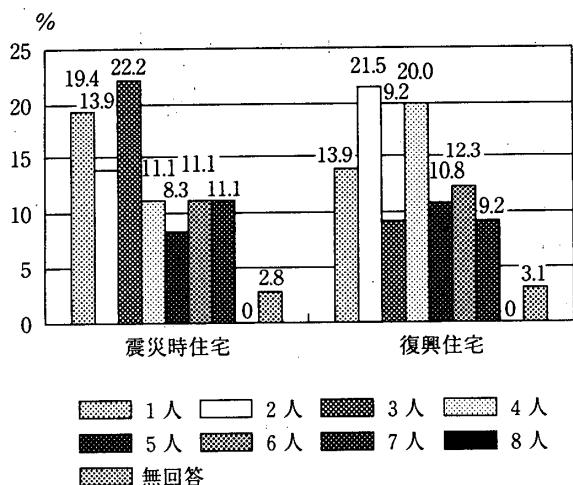


図3-10 震災前後における同居者人数の比較

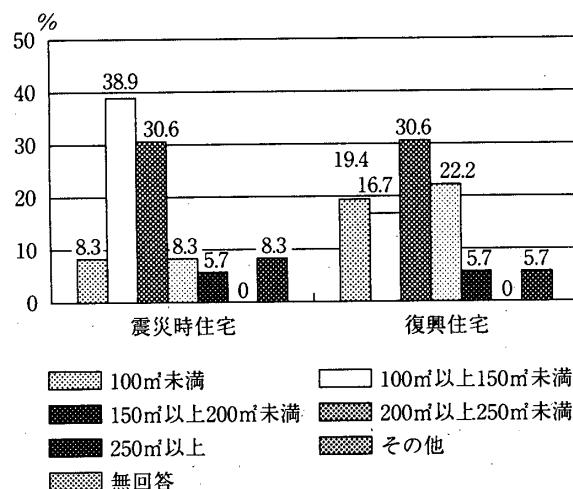


図3-11 震災前後の住宅の延床面積比較

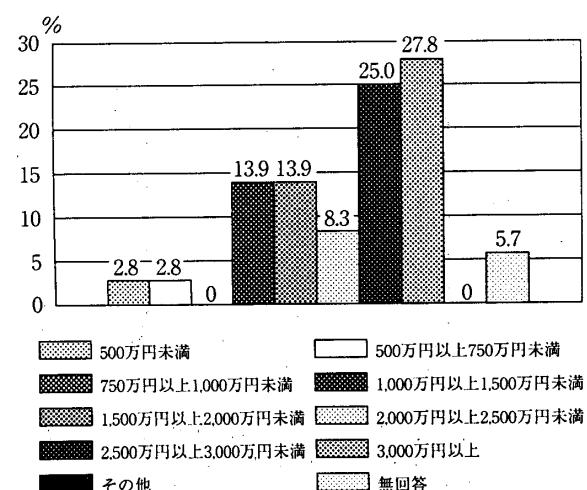


図3-12 復興住宅の工事金額(公的支援300万円含)

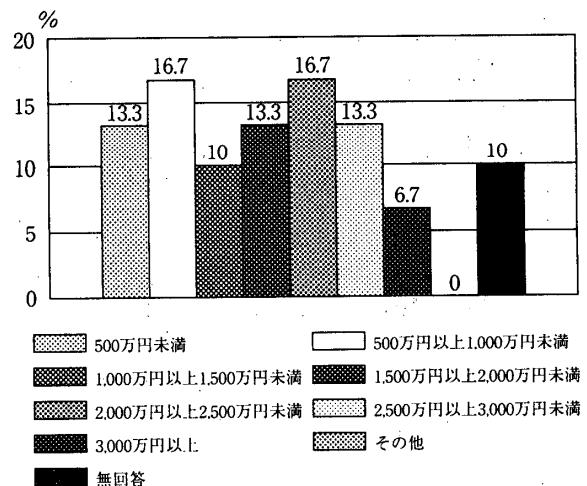


図3-13 復興住宅建設の借入金額

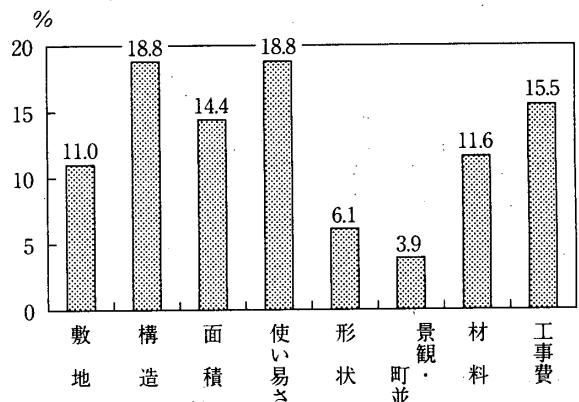


図3-14 復興住宅建設の優先要件

4. 公的支援の意味と課題

この公的支援の評価については、既に大西が「住宅復興補助金制度」を軸とした支援の実態と問題点を、基礎自治体・被災者・建築業者という3者の視点から把握している¹¹⁾。よってここでは公的支援（住宅復興補助金制度導入）の意味と課題について、鳥取県内市町村の行政機関の担当職員を対象に、意識調査を行った結果をもとに考察する。

4.1 住宅復興補助金制度の概要¹²⁾

住宅復興補助金制度の概要を表1に示す。被災地は、中山間地で特に高齢者も多く、生活基盤の再建に困難を生じている被災者が多いことから行われた支援策である。

表1 住宅復興補助金制度概要

区分	補助対象限度額	補助対象範囲	負担割合
建設	300万円	住宅の新築、既存の住宅面積の5割以上の建替え又は購入	県2/3 *居住していた市町村内に建設・購入する場合に限る。
補修	150万円	住宅の補修、既存の住宅面積の5割未満の建替え	50万円以下：県1/2 50万円～150万円：県1/3 *敷地内の浄化槽・給排水設備・電気設備・ガス設備の補修等を含む。
液状化復旧	150万円	液状化によるものの基礎の復旧（地盤補強、住宅の整地等を含む）	50万円以下：県1/3 50万円～150万円：県1/3
石垣関連	150万円	被災に係る面積のみ、なお従前の石垣等の復旧に要する工事費まで。	県1/3

4.2 「鳥取県西部地震における公的支援に関する調査」の集計結果

この調査は、鳥取県内市町村の総務課と教育委員会の現担当職員を対象に、公的支援に関する事項（必要性・支給時期・金額・支給基準・市町村と被災者の負担割合等）に関する意識調査を郵送配布し、後日郵送回収した。調査期間は、2003年7月2日から7月18日の17日間で、回収率は教育委員会で11.9%，総務課で74.4%であるが、「特にないため回答できない」という電話ないし封書での回答を除いた有効回収率は、教育委員会で7.7%，総務課で66.7%である。実際には一市町村より重複して回答して頂いたところもあるが、今回の有効回収率には一市町村一回答として計算を行った。ただし有効回収率の計算以外は、その回答は有効回答としてみなしている。回収率だけを取り上げれば、鳥取東部地域の回収率が低く、地震の被災程度に反映していることがわかる（図4-1）。

公的支援の必要性は、「必要だった」が70.6%で、次いで「まあまあ必要だった」が14.7%である（図4-2）。その理由の多くは、「過疎化及び地域の崩壊を回避するため」「被災地の早期復興のため」「住民の生活基盤の安定を計るため」等があげられている。

支給時期は、「どちらともいえない」が58.8%で、

次いで「その他」が20.6%である（図4-3）。「その他」を選択した回答者の多くは、「適切な時期」と記していて、その理由に「住民が復興について考える時期と一致していた」「住民に安心・希望を与えるという意味では遅くはなかった」等をあげている。しかし一部には「全国初の試みのため仕方のないことではあるが」と前置きをしながら、住民のコンセンサスを得ずに申請時期等において一方的に決められたことに対して「時期早々」と回答している場合や、反対に被災直後から住民の問い合わせが相次いだため「時期の遅さ」を指摘する場合もあった。

支給金額は、建替え・補修・石垣等のいずれをとっても「どちらともいえない」が約60%を占め、次に「その他」が約15%程度を占めている（図4-4）。「どちらともいえない」を選択した理由は、「全国初であるため比較基準がない」「工法により金額が異なる」と記している。「その他」を選択した回答者の多くは、「妥当な金額」と記している。しかし一部には被害重複のため支払い金額の増加、「補修」に建替相当の金額が発生した例等により「支給額の少なさ」を指摘する場合や、支援金額を一律ではなく所得や住宅面積要因を加味した段階性の採用等の提案もみられた。

市町村の負担割合は、建替え・補修・石垣等のいずれをとっても「どちらともいえない」が約50%を

占め、次に「その他」が約20%弱を占めている（図4-5）。「その他」を選択した回答者の多くは、「住民のこと考えると適當」と記している。しかし一部には、市町村特に町財政圧迫を理由にあげ、「やや多すぎた」と回答した場合もあった。確かに特に被害の甚大な中山間地域において、住民負担を軽減するために町の負担を増やした場合も多くあり、今後の町財政を懸念する声もある。

今回は自己負担の割合については調査していないが、被災者の自己負担は、「必要だった」が44.2%で、次いで「まあまあ必要だった」が38.2%である（図4-6）。多くの回答者の理由として、「個人・私有財産」「過大補修を防ぐという制度の健全性」等をあげている。

支給基準は、「どちらともいえない」が41.1%を占め、次に「適正だった」が23.6%を占めている（図4-7）。「適正だった」「やや適正だった」の合計は約30%で、「適正ではない」「やや適正ではない」の合計は約1/3の8.8%を示す。しかし一方で、公的支援申請者の罹災証明の判定結果（図3-3）が示すように一部破損でも支給されるなど、基準の詳細が市町村の裁量に任されており、市町村間の不統一が住民とのトラブルを招く例もみられた。

鳥取県被災者住宅再建支援基金は、「必要である」が73.5%で、次いで「まあまあ必要である」が11.8%である（図4-8）。行政職員としては、住民以上にいつ起ることも知れない自然災害に対する備えとしての必要性は実感していると考える。基金の市町村負担割合は、「どちらともいえない」が64.8%，次に「その他」が17.6%を占めている（図4-9）。「どちらともいえない」の中には、「負担割合は少ないほうが良いとしながら、大規模災害を想定して検討が必要」という意見もある。「その他」の多くは、「協議の結果のため適當」「適當な割合」という意見が殆どであった。

ここで被害の甚大であった地域（日野町と西伯町）においての特徴的な意見を述べる。公的支援の必要性は、「公的支援の支給によって、住民の不安材料

（住まいと今後の再建）を取り除くという点では最良の方法であった」と高く評価している。しかし新築住宅と住宅補修の支給金額については、「被災者の所得条件や被災家屋の価値等を考慮すればどちらとも言えない」としている。さらに石垣補修等については、「やや少ない」「少ない」としており、全体の意見とは異なった見解を示している。その理由として「石垣被害が被災家屋以上に他住民に与える危険性の大きさと石垣の面積の多さのため」としている。被災者の自己負担割合については、「必要である」としている。その理由として、「個人財産であることや過大補修を防ぎ制度の健全性を保つ」としている。しかし支給基準については、「市町村の支給基準の統一性の必要やルール作り」による適正な制度の運用を望む意見がみられた。

以上の結果により、この制度に対する必要性は評価されているが、支給金額や時期に関して見解の分かれるところである。市町村の負担割合については、町財政の圧迫は避けられないが、被災者住宅再建支援基金を含め、各自治体として検討する必要があると考えている。そして「全国初であるため比較基準がない」という回答が示すように、今回は緊急対応的な配慮で行われたため、今後より詳細な制度化（支給金額や支給基準等）の検討が必要であると考える。

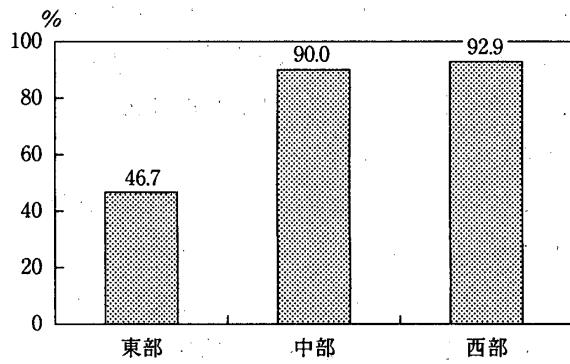


図4-1 地域別回収率

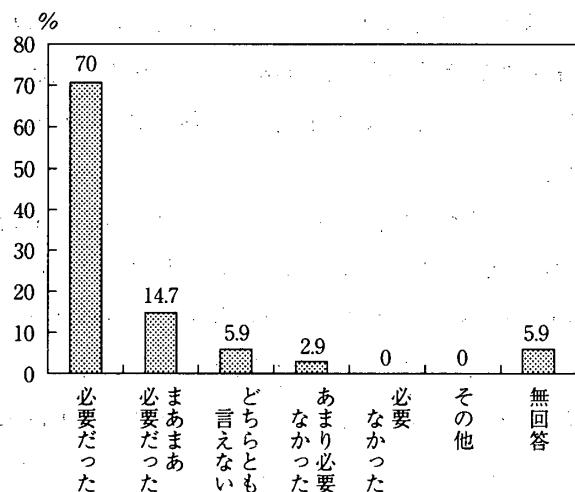


図 4-2 必要性

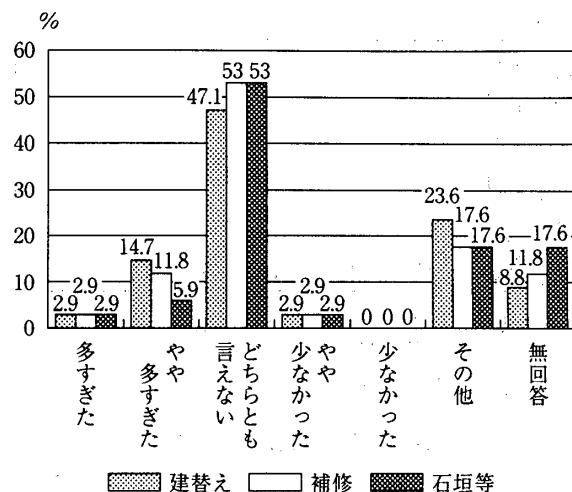


図 4-5 市町村負担割合

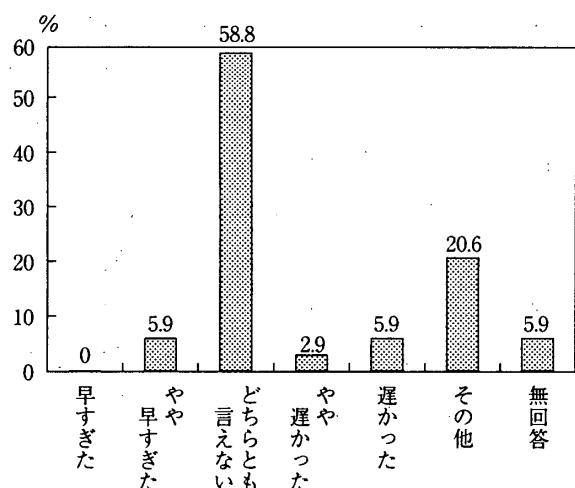


図 4-3 支給時期

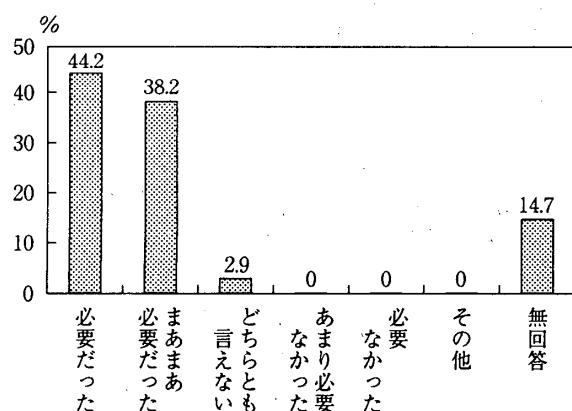


図 4-6 自己負担図

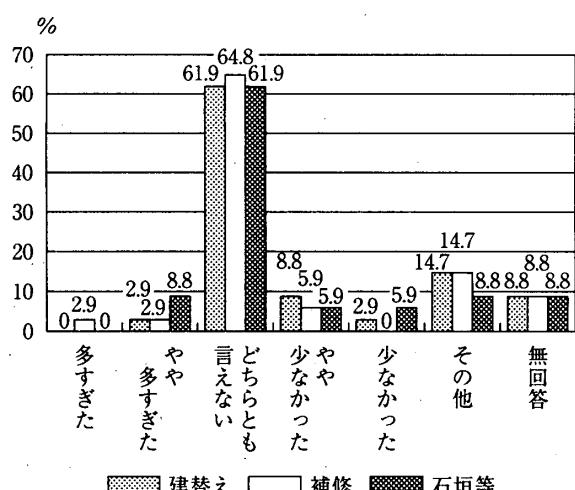


図 4-4 支給額

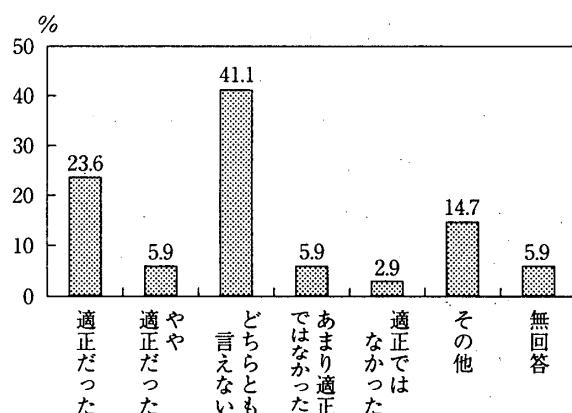


図 4-7 支給基準

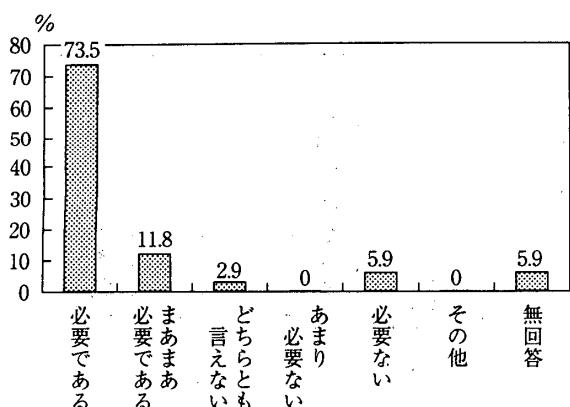


図4-8 基金の必要性

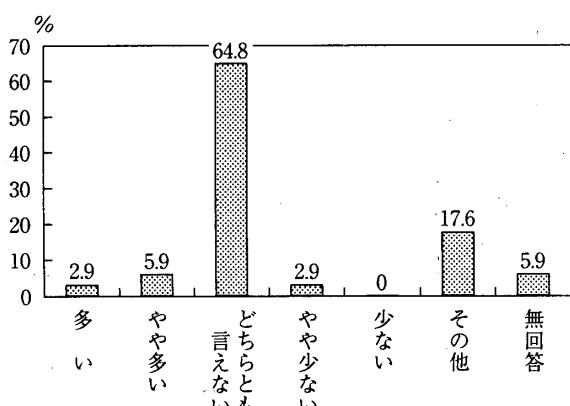


図4-9 基金の市町村負担割合

5. まとめ

(1) 地震後約2年4ヶ月後、鳥取県西伯町で行った住民意識調査は、前回日野町で行った調査結果と、回答者属性や地域への定住率等において、概ね似かよった傾向がみられた。しかし両町の特徴的な違いは以下の2点である。

①延べ床面積における変化

日野町では、震災以前は150m²以上200m²未満の住宅が36.9%と圧倒的に多かったが、震災以後は100m²未満の住宅と150m²以上200m²未満の住宅との割合が24.6%と同じ割合で、100m²以上150m²未満の住宅が20.0%という割合を示した。そして200m²未満の住宅は、震災以前は56.9%であるのに対して、震災以後は69.2%となり、12.3ポイント増加している。

このように中山間地域の伝統的な農家住宅にみられた和室の続き間的な平面計画から、現在の少人数家族にあった小規模な平面計画への移行がみられると考える。

一方西伯町では、震災以前は100m²以上150m²未満の住宅が38.9%、150m²以上200m²未満の住宅が30.6%と100m²以上200m²未満の住宅が7割程度を占めた。震災以後は100m²未満の住宅が19.4%、100m²以上150m²未満の住宅が16.7%、150m²以上200m²未満の住宅が30.6%という割合を示しているように、ばらつきがみられた。200m²未満の住宅は、震災以前は77.8%であるのに対して、震災以後は66.7%となり、11.1ポイント減少している。また200m²以上250m²未満の住宅が22.2%と震災以前の約3倍を示したことでも特徴的である。これらの傾向は、米子市に隣接し、通学・通勤範囲内である西伯町の地理的要因が影響していると考える。つまり米子市のベットタウン的な役割を担っているため、復興住宅の平面計画も都市型で郊外型の傾向が顕著に現れているといえる。そのため建設にかける工事金額やそれに伴う借入金額等が、比較的高額であるといえる。

②復興住宅建設の留意点

日野町では、「構造(基礎・筋交等)」について75.8%、「敷地条件」について73.8%を示した。震災を契機に、仕上げ材料や家構え等に金額をかけるのではなく、建物本体の構造やそれを支える敷地について検討する傾向が強まり、災害に強い住宅づくり、ひいては災害に強いまちづくりを希望していることが明らかになった。

一方西伯町では、日野町にみられたように「構造(基礎・筋交等)」や「敷地条件」について7割強を占めるのではなく、各項目共にはほぼ均等な割合を示している。その中で「使い易さ(部屋のならび・つながり等)」と「構造(基礎・筋交等)」とが同じ割合を示したこととは、年齢層に関係なく、都市型の居住形態や現在のライフスタイルにあった平面計画を希望する傾向があると考える。

(2) 地震後約2年9ヶ月後、鳥取県内市町村の総

務課と教育委員会の現担当職員を対象に、公的支援に関する事項（必要性・支給時期・金額・支給基準・市町村と被災者の負担割合）に関する意識調査は、回収率だけを取り上げれば、鳥取東部地域の回収率が低く、地震の被災程度に反映していることがわかる。

ここで被害の甚大であった地域（日野町と西伯町）においての特徴的な意見として、公的支援の必要性は「公的支援の支給によって、住民の不安材料（住まいと今後の再建）を取り除くという点では最良の方法であった」と高く評価している。しかし新築住宅と住宅補修の支給金額については、「被災者の所得条件や被災家屋の価値等を考慮すればどちらとも言えない」としている。さらに石垣補修等については、「やや少ない」「少ない」としており、全体の意見とは異なった見解を示している。その理由として「石垣被害が被災家屋以上に他住民に与える危険性の大きさと石垣の面積の多さのため」としている。被災者の自己負担割合については、「必要である」としている。その理由として、「個人財産であることや過大補修を防ぎ制度の健全性を保つ」としている。しかし支給基準については、「市町村の支給基準の統一性の必要やルール作り」による適正な制度の運用を望む意見がみられた。

以上の結果により、この制度に対する必要性は評価されているが、支給金額や時期に関して見解の分かれるところである。市町村の負担割合については、町財政の圧迫は避けられないが、被災者住宅再建支援基金を含め、各自治体として検討する必要があると考えている。そして「全国初であるため比較基準がない」という回答が示すように、今回は緊急対応的な配慮で行われたため、今後より詳細な制度化（支給金額や支給基準等）の検討が必要であると考える。

〈謝 辞〉

調査にあたり、ご多忙中にも関わらず、快くアンケートに協力して頂いた西伯町の被災者の方々と、

鳥取県内各市町村の担当職員の方々に、ご協力頂きましたこと厚く御礼を申し上げます。

〈参考資料〉

- (1) 日本建築学会編：2000年鳥取県西部地震調査報告書2001年芸予地震調査報告書，2001.10
- (2) 松波孝治企画・総括、今村文彦・北村良介・清野純史・立木茂雄・橋本晴行編集担当：2000年鳥取県西部地震—被災地でのシンポジウムから—、自然災害科学，Vol. 20, No 3, pp. 235–306, 2001.11
- (3) 松波孝治、北原昭男企画・総括、熊谷昌彦・西田良平・村上ひとみ編集担当：あれから2年、住まいと暮らしは—鳥取県西部地震日野町震災シンポジウム2—、自然災害科学，Vol. 22, No 1, pp. 5–48, 2003. 5
- (4) 浅井秀子：鳥取県西部地震における住宅の被害実態と生活再建過程の実態その2、鳥取短期大学紀要，第46号, pp. 119–127, 2002.12
- (5) 西伯町あいのわ銀行：会員の種類は、「基礎会員：西伯町内に居住する中学生以上全員」、「利用会員：基礎会員のうち原則65歳以上及び障害者等で家庭での介護サービスを希望する方、町長が必要と認める方」、「協力会員：基礎会員のうち、介護サービス等の提供を希望される方で町長が認める方」、「賛助会員：この銀行の主旨に賛同し、会費を納める方」以上4種類の会員で構成されている。ここでは西伯町と西伯町社会福祉協議会が連携しながら、家庭における福祉サービスの提供や住民に対する福祉教育の推進等、円滑な銀行業務の推進を図っている。仕組みは、サービスの担い手（協力会員、賛助会員）が提供したサービスに対して、受け手（利用会員）等から支払われる金銭を、サービスの担い手に報酬として直接渡すではなく、活動時間の点数換算として預託しておき、将来必要に応じて預託していた時間（点数）にみあったサービスが利用できるということである。近年の活動実績（2002. 3. 31現在）として、

- 協力会員が発足当初の約5倍の499名、利用会員が約4.5倍の190名となった。協力会員の年齢構成比としては50代24%、60代44%と全体の約7割を占める。男女比は82%が女性という偏りもみられるが、この伸び率から推測すれば、この取り組みが住民意識の中に浸透しているようである。
- (6) 西伯いきいきまちづくりの会：1998年10月「介護保険100人委員会の会員を公募します」という町長の住民への呼びかけで始まった。会員は西伯町に住所を有する満20歳以上の希望者で、構成は男性40%、女性60%の男女比率で、年齢層も20代から80代まで幅広い。この100人という数は、西伯町の成人の60人に一人という割合であった。この会の主な活動はグループを単位として行われ、年度を重ねるごとに新しいグループが設立された。当時の100人委員会の活動と印象について、「西伯町介護保険実施に向けての提言」の中に、「当初100人の意見を反映させた提言書を短期間に作成することに対する不安はあったが、回を重ねるごとに会員相互の理解も深まり、年齢も性別も異なる会員が、介護保険を通じて町を住みやすくなるために心を一つにしていった。」と記されている。このような経過を辿りながら、1999年に「西伯町介護保険実施に向けての提言」を西伯町に提出した。2000年7月介護先進国フィンランド・スエーデンの視察研修、同年10月6日西伯町主催「介護保険推進全国サミット」が西伯町と米子市で開催され、100人委員会も展示交流コーナー等の場を設けた。しかし第一日目の「西伯提言」の後に、「鳥取県西部地震」に襲われ中止となった。2002年4月6日と7日の二日間にわたり、NHKスペシャル「地方発構造改革」という番組で、日本の構造改革を進める上で、地方自治体の独自性を發揮して取組んでいる地域の一例として「100人委員会」が取り上げられた。そして今後も介護保険を軸に、行政全般への提言を住民参画で行う予定であるという。
- (7) 南部箕蚊屋広域連合：圏域の面積は157km²で、65歳以上の人口は5,571人（2002.3.31現在）であり、高齢化率24.3%である。この会の目的は、介護保険を広域的に処理することにあって、保険財政の安定化、サービスの基盤整備の向上及び事務処理の効率化等を目指したものである。広域連合長は西伯町長が就任し、議會議員は各町村より2ないし3名選出し、合計10名の議員にて構成している。事務局職員は、各町村から1名と鳥取県から1名の職員派遣を受け合計5名体制をとっている。特徴として、鳥取県からの権限移譲を受け、介護保険法における知事の権限である指定居宅サービス事業者や指定居宅介護支援事業者の指定を行っていることにある。介護保険料としては、鳥取県で2番目に高い金額ではあるが、充足率3.4%と全国平均を1%も上回る結果となっていて、広域住民の福祉向上サービスに貢献している。
- (8) 西伯町総務課編集・発行：平成12年（2000年）10月6日鳥取県西部地震記録集 西伯町の記録、2002.3
- (9) この平面図は、黒坂地区の世帯主70代で、被害状況は「全壊」と診断された住宅である。工事金額700万弱（300万含む）で、典型的な公的支援を使った高齢世帯における復興住宅の一例である。
- (10) この平面図は、法勝寺地区の世帯主50代で、家族数7人の住宅である。工事金額3,200万弱（300万含む）で、とりわけ震災を経験したことによる平面計画や建設規模とは言い難い住宅である。近隣の市町村では、よく見かけるタイプの平面計画といえる。
- (11) 大西一嘉：鳥取県西部地震における住宅復興支援策の評価に関する研究、地域安全学会論文集、No.4、2002.11
- (12) 鳥取県：平成12年鳥取県西部地震の記録集、pp.121-125、2001.10